

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会
福祉団体等活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内で活動する福祉団体及び地域団体（以下「団体」という。）に対し、地域福祉の推進を目的に、活動助成に関する必要な事項を定める。

(助成対象となる団体)

第2条 助成対象となる団体は、次に掲げる条件を満たす団体とする。

- (1) 宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会員で本会の活動に理解がある団体（赤い羽根募金、社協会費増強運動等に協力ある団体）。
- (2) 団体の所在地が市内にあり、市内の地域福祉の向上を図ることを目的に1年以上活動を行っていること。
- (3) 法人格を有する（NPO 法人も含む）団体でないこと。
- (4) 宗教、政治、営利を主たる目的とする団体でないこと。

2 本会会長（以下「会長」という。）が、特に必要と認める場合はこの限りでない。

(助成金の種類)

第3条 助成対象団体に交付する助成は次のとおりとする。

- (1) 当事者団体への活動助成
当事者団体会員の福祉活動を推進するために必要な経費の一部を助成する。
- (2) 地域福祉活動推進助成
高齢者、障がい者、児童、ひとり親世帯等を支援する活動推進のために必要な経費の一部を助成する。

(助成金対象事業)

第4条 助成対象となる事業は、当事者団体会員の福祉向上、高齢者、障がい者、児童等の地域福祉向上を目的とした見守り活動、居場所づくり等で地域福祉活動に資する事業とし、助成を受けることにより活動効果が十分に発揮できる事業で別表第1を対象とする。

(助成額範囲)

第5条 助成額は、寄付金及び共同募金配分金の予算を範囲とする。

(助成交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を添えて、会長に申請を行う。

- (1) 福祉団体等活動助成金申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 予 算 書（別紙2）

(応募期間)

第7条 期間は、1月5日から1月31日までとする。

(助成金の交付決定)

第8条 第6条の申請を受理したときは、その内容を福祉団体等活動助成金審査委員会にて書類審査及び事業説明（ヒアリング）による審査のうえ助成金の可否を決定し、決定通知書（様式第2号）により通知する。
但し、助成が決定した団体は、赤い羽根共同募金運動の街頭募金活動を実施することとする。

(事業決定の取消)

第9条 会長は、団体が次の各号の一に該当するときは、事業決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 事業決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
(2) 偽りその他不正な手段により助成金を受けたとき。
(3) 助成金を他の用途に使用したとき。
(4) 当該助成事業を中止したとき。
(5) その他この要綱の規定に反したとき。

(助成金の請求)

第10条 助成金交付決定を受けた団体は、助成金請求書（様式第3号）を本会会長に提出する。

(助成申請の制限)

第11条 助成申請は、別表1の制限を設ける。

(実績報告)

第12条 助成金交付団体は、事業終了後1ヶ月以内に実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 会長は、第9条の規定により助成金交付決定を取り消したとき又は事業実績に基づき算出した助成金額が既に交付した金額を下回るときは、助成金返還通知書（様式第5号）により、助成金の全部又は一部の返還請求をすることができる。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年9月12日から施行する。

尚、平成24年4月1日施行の福祉団体等活動助成金交付要綱は廃止とする。

附 則 この要綱は、平成29年10月19日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年12月10日から施行する。

○別表 1

助成の対象経費（第4条、第12条関係）

対象経費の制限	1. マイクロバス等の借上げは、1台8万円以内とする。 2. 飲食を伴う事業の食料費は1人あたり500円以上限とする。ただし、ピクニックの場合は1,000円以内とする。
助成対象外経費	1. アルコール代等参加費で賄うべき飲食費。 2. 販売を目的として作成する物品の材料代、個人に帰属する物品の材料代。

○別表 2

助成対象内容（第5条、第12条関係）

事業等	概要	基準限度額	備考
当事者活動 助成事業	交流事業、賃借料、給食費等	※1団体2事業 ※13万円を 上限額とする。	社協予算の範囲（第5条）内で、審査会にて各種事業助成配分額を決定する。
地域福祉活動 助成事業	消耗品、賃借料、燃料費、給食費、光熱費等	※1団体1事業 ※10万円を 上限額とする。	

○別表 3

助成金申請に係る制限

助成金申請に係る制限	<u>福祉団体等活動助成事業の助成を受ける団体は、原則他の機関等から同等の助成事業を受けていないものとし、1団体同一事業最長3年までとする。</u>
------------	--

その他、特別に事情がある場合は別に定める。